

## 【調整控除の計算方法】

### 市県民税の課税所得金額が 200 万円以下の場合

調整控除により減額される税額＝「人的控除額の差の合計額」か「市県民税の課税所得金額」のいずれか小さい額×5%（県民税 2%・市民税 3%）

### 市県民税の課税所得金額が 200 万円超の場合

調整控除により減額される税額＝{人的控除の差の合計額－(市県民税の課税所得金額－200 万円)}×5%  
ただし、{ }内の金額が 50,000 円未満となった場合は、{ }内の金額を 50,000 円として計算します。

※ 課税所得金額とは、所得金額から各種控除を差し引いた後の金額です。

人的控除名		所得税	市県民税	人的控除の差額
障害者控除	同居特別	75 万円	53 万円	22 万円
	特別	40 万円	30 万円	10 万円
	普通	27 万円	26 万円	1 万円
寡婦控除	特別	35 万円	30 万円	5 万円
	一般	27 万円	26 万円	1 万円
寡夫控除		27 万円	26 万円	1 万円
勤労学生控除		27 万円	26 万円	1 万円
配偶者控除	老人	48 万円	38 万円	10 万円
	一般	38 万円	33 万円	5 万円
扶養控除	老人	48 万円	38 万円	10 万円
	同居老親	58 万円	45 万円	13 万円
	特定	63 万円	45 万円	18 万円
	一般	38 万円	33 万円	5 万円
配偶者特別控除	★38 万超 40 万円未満	38 万円	33 万円	5 万円
	★40 万以上 45 万円未満	36 万円	33 万円	3 万円
基礎控除		38 万円	33 万円	5 万円

★は配偶者の前年の合計所得金額